

答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成25年 5月14日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成22年 4月 1日から平成25年 5月14日までの間に請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（附票を含む。）及び委任状に関する個人情報の開示請求を行った。

2 同月27日、実施機関は、上記の開示請求に対して、次のとおり一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

特定した個人情報	非開示とした情報	非開示事由
平成23年〇月〇日 收受分の戸籍に関する証明書交付申請書	戸籍の交付を申請する者（以下「交付申請者」という。）の氏名、住所、生年月日、電話番号、戸籍の筆頭者との関係及び本人確認書類の種類	条例第20条第 1項第 3号（開示請求者以外の者に関する個人情報であり、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。（以下「非開示事由①」という。））
平成24年〇月〇日 收受分の戸籍に関する証明書交付申請書	交付申請者の氏名、住所、生年月日、電話番号、戸籍の筆頭者との関係及び本人確認書類の種類	条例第20条第 1項第 3号（非開示事由①）
平成24年〇月〇日 收受分の戸籍に関する証明書交付申請書、委任状及び本人確認書類の写し（以下これらを	戸籍に記載されている者のうち証明を必要とする者（以下「証明対象者」という。）の氏名及び生年月日	条例第20条第 1項第 3号（非開示事由①）

「本件交付申請書」という。)	交付申請者の氏名、住所、生年月日、電話番号、証明対象者との関係並びに本人確認書類の写しのうち様式を除く部分（以下これらを「本件交付申請者情報」という。）	
	委任者の住所、氏名及び印影並びに申請に係る戸籍の使用目的（以下これらを「本件委任者情報」という。）	
平成24年〇月〇日 收受分の戸籍謄本 等職務上請求書	証明対象者の氏名及び生年月日	条例第20条第1項第3号 (非開示事由①)
	弁護士の印影	条例第20条第1項第4号 (事業を営む個人の印影であり、これは当該事業を営む個人の内部管理に関する情報であって、開示することにより当該事業を営む個人の事業運営に支障をきたすと認められるため。(以下「非開示事由②」という。))
平成24年〇月〇日 收受分の戸籍に関する 証明書交付申請書 及び本人確認書類の写し	証明対象者の氏名及び生年月日並びに交付申請者の氏名、住所、印影及び本人確認書類の写し	条例第20条第1項第3号 (非開示事由①)
	申請に係る戸籍の使用目的	
平成25年〇月〇日 收受分の戸籍謄本 等職務上請求書	証明対象者の氏名及び生年月日	条例第20条第1項第3号 (非開示事由①)
	弁護士の印影	条例第20条第1項第4号 (非開示事由②)

3 同年6月10日、異議申立人は、本件処分のうち下記の情報を非開示とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

- (1) 本件交付申請書に記載されている証明対象者の氏名及び生年月日、本件交付申請者情報並びに本件委任者情報
- (2) 平成24年〇月〇日收受分の戸籍謄本等職務上請求書及び平成25年〇月〇日收受分の戸籍謄本等職務上請求書（以下これらを「本件職務上請求書」という。）に記載されている証明対象者の氏名及び生年月日

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち下記の情報を非開示とした部分の取消しを求めるものである。

- (1) 本件交付申請書に記載されている証明対象者の氏名及び生年月日、本件交付申請者情報並びに本件委任者情報
- (2) 本件職務上請求書に記載されている証明対象者の氏名及び生年月日

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件交付申請書及び本件職務上請求書によって行われた申請（以下これらを「本件申請」という。）は、いずれも戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）の申請であって、戸籍抄本（戸籍個人・一部事項証明書）の申請ではない。戸籍抄本の申請であれば、証明対象者がいつ自己の戸籍抄本が交付されたか等に関する情報を他者に知られたくないということは理解できる。しかし、戸籍謄本の申請の場合には異議申立人の戸籍情報も一緒に交付されているため、異議申立人が自分の戸籍情報がいつ誰に交付されたか等に関する情報を知ろうとするのは当然のことであり、これを非開示にすることは、異議申立人の正当な権利利益を侵害することになってしまうため、公平性を失する。

- (2) 本件交付申請書には、委任者の本人確認の書類が添付されておらず、委任内容も戸籍謄本を申請するために必要な情報が一切記載されていないため、当該委任状は法的要件を満たしておらず、当該申請に対しては委任状自体が無効である。

また、本件職務上請求書は弁護士による職務上請求の際に提出されたものであるが、日本弁護士連合会の統一用紙を使用しているにもかかわらず、戸籍法（昭和22年12月22日法律第 224号。以下「法」という。）第10条の2第 4項に定める、請求に際して明らかにしなければならない当該事件の

種類及びその業務として代理し又は代理しようとする手続きの具体的な記載がなく、職務上請求の法的要件を満たしていないため、当該請求は無効である。

よって、無効の委任状又は無効の請求によってなされた申請及び当該申請に対する戸籍謄本の交付は違法であり、条例第20条第1項第3号に該当しないことは明らかである。

したがって、違法な申請を行い交付を受けた代理人の申請書や委任状の開示請求を行うのは戸籍筆頭者である異議申立人の当然の権利であり、違法な手段で申請し交付を受けた代理人の正当な権利利益の侵害には当たらない。

また、代理人の本人確認に職員証が添付されているが、代理人が公務員等である場合には、条例第20条第1項第3号ただし書に該当し、開示しなければならない。

#### 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件交付申請書及び本件職務上請求書に記載されている証明対象者の氏名及び生年月日は、交付申請者が、異議申立人を筆頭者とする戸籍に記載されている者のうち誰の証明が必要で戸籍謄本の交付を請求したのか、すなわち、証明対象者が誰であるかが判明する情報である。証明対象者において、自己の戸籍謄本がいつ交付されたか等に関する情報は他者に知られたくない情報である。

したがって、これらの情報を異議申立人に開示することは、証明対象者の正当な権利利益を侵害すると認められることから、証明対象者の氏名及び生年月日は、条例第20条第1項第3号に該当する。

- 2 本件交付申請者情報及び本件委任者情報を異議申立人に開示すると、今後戸籍謄本等が必要であるという正当な理由があるにもかかわらず、その交付を請求することを躊躇するような状況が考えられ、戸籍謄本等の交付を請求するという正当な権利を侵害することになるため、条例第20条第1項第3号に該当する。

#### 第5 審議会の判断

##### 1 争点

異議申立人が開示を求めている、本件交付申請書及び本件職務上請求書に記載されている証明対象者の氏名及び生年月日（以下これらを「本件証

明対象者情報」という。) 、本件交付申請者情報並びに本件委任者情報が条例第20条第 1項第 3号に該当するか否かが争点となっている。

## 2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

## 3 本件申請について

本件交付申請書は戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（以下「本人等」という。）の代理人が提出した文書であり、法第10条の 3第 2項及び戸籍法施行規則（昭和22年12月29日司法省令第94号。以下「施行規則」という。）第11条の 2に基づき、当該申請書に委任状並びに本人確認書類としての運転免許証及び職員証の写しが添付されている。

また、本件職務上請求書は弁護士が法第10条の 2第 4項に基づき請求した文書であり、施行規則第11条の 2第 4号に基づき、日本弁護士連合会が発行した戸籍謄本等の統一請求書に弁護士の職印が押されており、弁護士の事務所所在地、事務所名、氏名、登録番号、電話番号、事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的が記載されている。

#### 4 条例第20条第 1項第 3号該当性

(1) 本号は、開示請求者以外の者（以下「他者」という。）の個人に関する情報であって、開示することにより、当該他者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該他者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

(2) まず、本件証明対象者情報を開示すると、その者の正当な権利利益を侵害するか否かを判断する。

証明対象者の氏名及び生年月日は、交付申請者が、戸籍に記載されている者のうち誰の証明が必要で戸籍謄本の交付を請求したのかが判明する情報である。

戸籍は身分関係について記載されている公正証書の性格を有することから、本件証明対象者情報を開示することにより、本件交付申請書及び本件職務上請求書に記載されている証明対象者が身分関係を証明する必要がある状況であることが明らかになり、当該証明対象者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(3) 次に、本件交付申請者情報及び本件委任者情報を開示すると、その者の正当な権利利益を侵害するか否かを判断する。

ア 本件交付申請書に記載されている交付申請者は、上記 3の通り代理人として法律上認められた権利に基づいて請求を行ったものであるが、本件交付申請者情報を開示することにより、本件交付申請書に記載されている交付申請者のプライバシーに関する情報が明らかになり、また、委任者との関係が明らかになることから、当該交付申請者及び委任者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

イ 本件委任者情報を開示することにより、本人等のうち誰がどういった目的で証明対象者の身分関係を証明する必要があるかが判明することから、当該委任者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、本件証明対象者情報、本件交付申請者情報及び本件委任者情報は、条例第20条第 1項第 3号に該当すると認められる。

5 なお、異議申立人は、本件交付申請書及び本件職務上請求書の記載内容に形式的不備があることを理由に本件申請が違法なものである旨を主張してい

る。

当審議会の調査によると、異議申立人は、名古屋市〇〇区長を被審人として、名古屋簡易裁判所に対し、名古屋市〇〇区役所の戸籍事務担当者に本件申請を処理させるにあたり、戸籍事件について職務を怠ったとして過料に処すべきとの通知を行った。

しかし、平成〇年〇月〇日付け決定において、本件申請に瑕疵は認められず、名古屋市〇〇区役所の戸籍事務担当者が行った事務処理は適法であったことが認められている。

したがって、本件申請の違法性の有無については、既に判断がされているものであることから、当該主張は当審議会における判断の材料とはしない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年 6月28日	諮問書を受理
7月 2日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月 2日	実施機関の弁明意見書を受理
8月 7日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月24日	異議申立人の反論意見書を受理
平成26年 5月16日 (第190回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月20日 (第191回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
9月19日 (第194回審議会)	調査審議
10月22日 (第195回審議会)	調査審議
11月 7日	答申